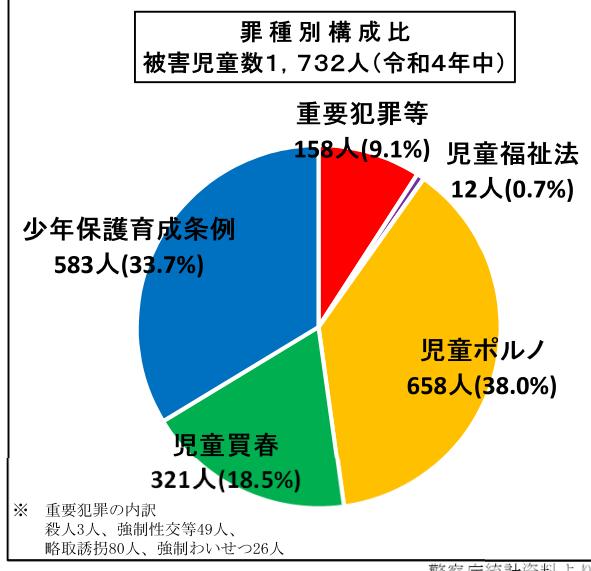
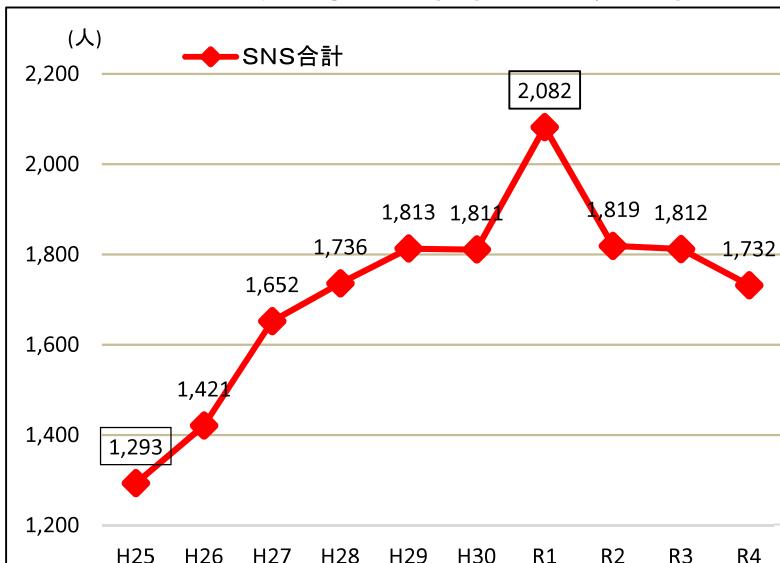


少年の犯罪被害・非行の状況 (インターネット関連)



1 SNSに起因する事犯の被害児童数(全国) ※「児童」とは、18歳に満たない者をいう。

熊本県警察本部



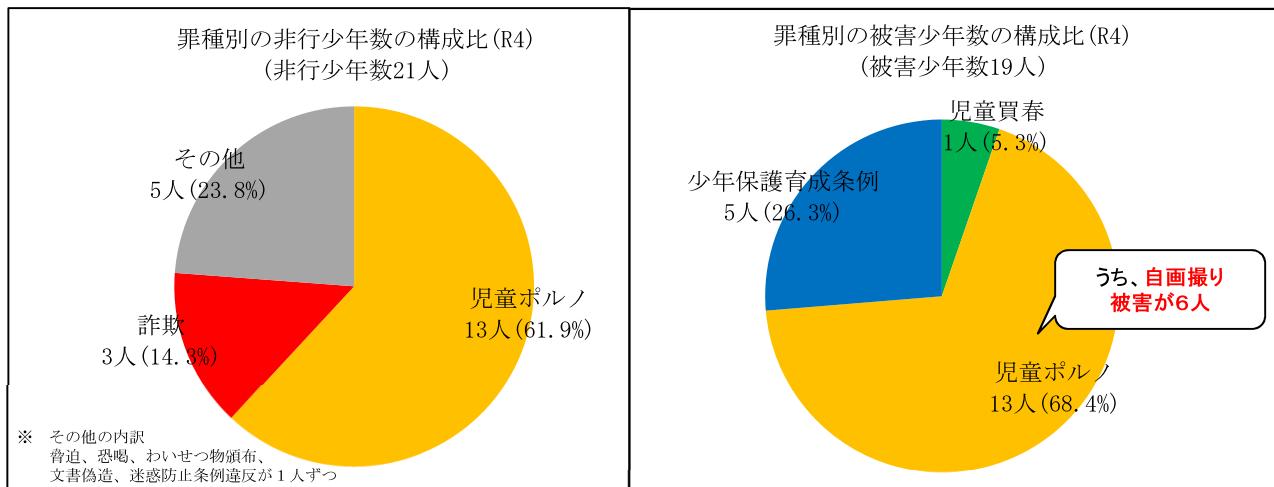
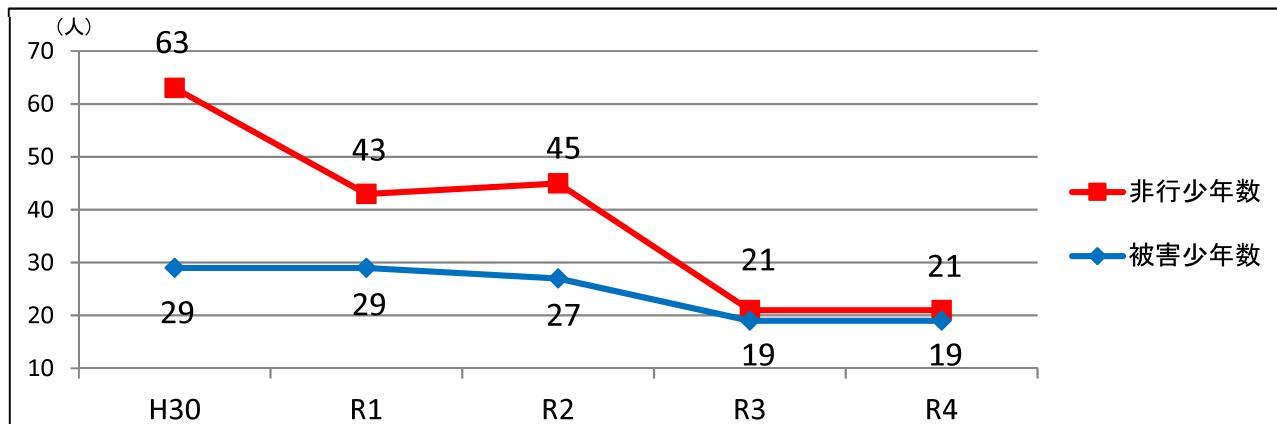
警察庁統計資料より

SNSに起因する事犯の被害児童の状況

- 令和4年中のSNSに起因する事犯の被害児童数は、1,732人で、前年からは減少したものの、依然として高い水準で推移している。
- 被害児童の約9割が被害時にフィルタリングの利用なし。（被害当時の利用状況が判明した場合に限る。）

2 インターネット利用の非行少年数とSNSに起因する福祉犯の被害少年数(熊本県警)

※ 福祉犯とは、少年の心身に影響を与える、少年の福祉を害する犯罪をいう。統計数値については、県外居住の少年を含む。



- インターネット関連の少年事件は、**非行も被害も「児童ポルノ事犯」が多い。**

3 インターネットの危険な利用によって、被害者にも加害者にもなり得ます。

被害事例

自画撮り被害に注意

女子小学生（9歳）は、SNSで知り合った男と親しくなっていくうちに「服を着替えられる？」等と言葉巧みに誘導され、スマートフォンの無料通信アプリで自分の裸の写真や動画を送信させられた。



STOP! 他人に見られて恥ずかしい写真や動画を送ってはいけません。写真や動画を一度送ってしまって、回収が困難で、取り返しのつかないことになります。

児童ポルノ製造被害

- スマホの約束6か条
- あ 会わないで！(知らない人と)
 - と 撮らないで！(自分の裸を)
 - が 画像を送らないで！
 - こ 個人情報を載せないで！
 - わ 悪口を書き込まないで！
 - い いじめないで！(ネットを使って)

非行事例

子供が誘うのも犯罪です！

男子高校生（15歳）は、出会い系サイトに「高校生です。Hなことしてくれる女友達募集中です。」などと書き込みをした。



STOP! 出会い系サイトに人を児童との性交等の相手方となるよう誘う書き込みをすることは、子供であっても違法です。

出会い系サイト規制法違反

(100万円以下の罰金)

警察庁広報資料より

フィルタリングは必ず設定しましょう！

フィルタリングの利用の有無が判明した被害児童のうち約9割が、被害時にフィルタリングを利用していませんでした。フィルタリングには、子供の年齢等に応じて利用時間を設定したり、アプリケーションの利用を個別に許可または制限することができる機能もあります。また、携帯電話機だけではなく、タブレット端末や携帯ゲーム機等の子供が利用する機器に応じた適切な管理が重要です。子供に携帯電話機等を持たせる場合は、子供を犯罪から守るためにも、保護者の皆様が積極的にフィルタリングの設定をしてあげましょう。



警察庁広報資料より

4 少年を犯罪被害やトラブルから守るために

少年のスマートフォン等の利用については、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律及び熊本県少年保護育成条例により、

○ 携帯電話会社と契約代理店の義務

携帯電話回線の新規契約時又は機種・名義変更を伴う回線契約時に、使用者が少年か否かの確認、フィルタリングの必要性と内容の説明、フィルタリングの有効化措置（フィルタリングソフトやOSの設定）

○ 保護者の責務

フィルタリング利用等によるインターネット利用の適切管理

が定められています。

また、近年、不当な手段により、少年が自身の裸体をスマートフォン等で撮影させられ、その画像をメール等で送らされる自画撮り被害が増えている現状を受け、同条例が一部改正（平成31年4月1日施行）され、児童ポルノ画像の要求を行った段階で処罰の対象となりました。

熊本県警察では、SNSに起因する子供の非行や被害防止を目的とした広報啓発用動画「ゆっぴーと学ぼう！！あんしんネットスクール」を制作し、熊本県警察公式YouTubeチャンネルで配信していますので、家庭や学校でお役立てください。

熊本県警察ホームページ

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/police/60156.html>
(安全な暮らし⇒肥後っ子サポートセンター内)



QRコードからも接続することができます。

